資料1

トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会
令和6年度の取組について

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福 島 労 働 局

国土交通省

東北運輸局福島運輸支局

公益社団法人福島県トラック協会

国土交通省

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会のこれまでの経緯と取組

平成２７年度から中央及び各都道府県に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための取組を推進している。

また、中央及び各都道府県協議会において平成２８年度から平成２９年度まで２カ年にわたりパイロット事業（実証事業）を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として策定した。

【福島県協議会の取組】

平成２７年度	トラック輸送における取引環境・労働時間改善 福島県協議会 設立
平成２８年度	関東市場への青果品の輸送について、パイロット事業を実施
平成２９年度	福島県内のタイヤ輸送、酒・飲料の輸送について、２つのパイロット事業を実施
平成３０年度	荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの普及・定着についての取組
令和元年度	建設資材の輸送における課題の整理・改善策の活用等について検討
令和２年度	生鮮食品の輸送における課題の整理・改善策の活用等について検討
令和３年度	過去パイロット事業の農産品（青果物）、酒・飲料輸送フォローアップ
令和４年度	配合飼料輸送の分野に取り組むことについて協議
令和５年度	配合飼料輸送の分野の取組について報告並びに実証実験実施について協議・結果報告 2024年問題への対応としてアンケート調査を実施

※福島県協議会　開催状況（福島運輸支局ホームページ）
https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-sub58.htm

2024年問題に関するアンケート調査の実施について

国土交通省

これまでの取組と経緯

◆物流の「2024年問題」とは◆

トラック事業においては、2024年４月から働き方改革関連法施行により時間外労働の上限（休日を除く年960時間）規制等が適用されています。この規制は、「2024年問題」と称され、とりわけ他の業態よりも労働時間が長いとされるトラック事業については、労働時間が制限されることで、①１日に運ぶことができる荷物の量が削減、②トラック事業者の売上げ・利益の減少、③ドライバーの収入の減少、④収入の減少による担い手不足などが懸念されているところです。

2023年５月　**アンケート調査実施**　※時間外労働上限規制等適用前

↓

2024年４月　時間外労働上限規制等適用開始

↓

2025年４月以降**アンケート調査実施**　※時間外労働上限規制等適用後

◆アンケート調査の実施◆

第１７回福島県協議会において、2023年５月に福島県トラック協会で実施したアンケート調査の結果を報告したところですが、2024年４月に時間外労働の上限規制等が適用されてから、間もなく１年が経過しようとしていることから、１年経過時点における状況確認等のため、あらためてアンケート調査を実施し、課題等を抽出し今後の取組に資することとしたい。

国土交通省

地方協議会構成員間の情報共有や報告について

◎取引環境及び労働時間に関する現場の実態の報告・共有

2024年４月以降のトラック輸送の現場で、変化や課題に対する対応策について、トラック運送事業側と荷主側から実態を報告

【トラック運送事業側】

・郡山運送株式会社

・福島倉庫株式会社

・三つ山運送株式会社

共有

【荷主側】

・全国農業協同組合連合会福島県本部

・日東紡績株式会社福島事業センター

・株式会社ヨークベニマル

・アサヒビール株式会社福島工場